

# まちづくり メールニュース

Vol. 279

(R02.12.24)

北海道開発局都市住宅課  
まちづくり相談窓口

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、  
まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで **※配信希望も随時受け付けております。**

## 今号の記事

…各記事のタイトルをクリックすると、記事掲載ページへジャンプします

- [国営滝野すずらん丘陵公園12/23\(水曜日\)ホワイトシーズン開園!](#)
- [《書籍紹介》「都市公園のトリセツ 使いこなすための法律の読み方」](#)
- [都市公園の新たな公民連携手法のご紹介](#)

【その他(お知らせ等)】  
【寄稿・投稿】  
【施策紹介】

## 国営滝野すずらん丘陵公園 12/23(水曜日) ホワイトシーズン開園!

国営滝野すずらん丘陵公園は、12月23日(水)から『滝野スノーワールド』としてホワイトシーズン(～3月31日)の営業を開始しております。

ホワイトシーズンは入園無料(※駐車料金等は別途必要)で、**年末年始も休まず毎日9～16時まで営業。**

国内最大級200mロングコースの「チューブそり」を始め、初心者向けのなだらかなファミリーゲレンデでの「スキー・スノーボード」や「滝野スキースクール」、初めての森遊びや「スノーシュー体験」にオススメな滝野の森ゾーンなど小さなお子様向けスポットもたくさんあります。

また、お正月に向けての「ミニ門松づくり」や、1月3日には「日の出を見よう!」のイベントも予定されています。

ぜひ、楽しい思い出づくりに滝野すずらん丘陵公園へお越しください。

※詳細は、[滝野すずらん丘陵公園HP\(滝野の森 冬あそびマップ\)](#)をご覧ください

The flyer is divided into several sections:
 

- Top Left:** '滝野公園2020～2021年 冬のご案内' (Inada Park 2020-2021 Winter Guide) with a QR code and contact info.
- Center:** '滝野スノーワールドOPEN!' (Inada Snow World OPEN!) with '入園無料' (Free Admission) and '年末年始も休まず開園しています!' (We are open throughout the year-end and New Year holidays!).
- Right Side:** '公園MAP' (Park Map) showing various zones like 'ファミリーゲレンデ' (Family Gaijende) and 'スノーシュー体験' (Snowshoe Experience).
- Bottom Left:** '冬のイベント' (Winter Events) listing '日の出を見よう!' (Let's see the sunrise!), '雪あそび' (Snow play), and 'ミニ門松づくり' (Mini Kadamatsu making).
- Bottom Right:** '冬、滝野は楽しもう!' (Winter, let's enjoy Inada!) and '各種カマド体験' (Various Kamado experiences).
- Bottom:** Contact information for the park, including phone numbers and the website <http://www.takinopark.com/>.

その他のイベント情報、お知らせ、アクセスは [国営滝野すずらん丘陵公園HP](#) をご覧ください。公園スタッフによる「[滝野日記](#)」で実施済みのイベントの様子も確認できます。

## 《書籍紹介》「都市公園のトリセツ 使いこなすための法律の読み方」

日常生活のなかで、身近にある「公園」の多くは、「都市公園」という都市公園法に基づいて整備されてきた施設です。

少子高齢化等に伴う利用者層やニーズの変化への対応や、厳しい財政状況の中での老朽化施設の更新、これらに対処すべく行われた法改正など都市公園の整備の在り方は新たなステージを迎える一方、都市公園の整備・管理に対応する専門の組織・職員は・・・継続的に組織として都市公園の法律の理解やその運用ノウハウを蓄積するための一助となるべく、現役の国家公務員による解説本が令和2年7月に出版されました！

### 弊課公園担当職員による 読後感です！



←この“Q”は、想定ではなく、著者のもとに実際に九州の現場から寄せられたものばかりであり、基礎的な質問から都市公園管理者なら誰もが悩む課題、相談がつまっています。そして、“A”は、著者が経験と法令と”想い“から一つ一つ答えてきたものばかりです。

都市公園行政にかかわって約三十年経ちますが、都市公園法を公園の現場から「使いこなす」視点と「トリセツ」という軽さ、一方で既存専門書籍に比肩する精緻な解説といった構成は斬新であり理解のし易さが際立ちます。都市公園を使いこなせば、まちはもっとよくなる！そんな想いを強くする一冊です。



農業農村整備事業に十数年携わり、去年初めて公園事業の部門に配属されました。関係法令について全く知識が無い中、事業の基となる都市公園法についても解説書といえば国土交通省公園緑地・景観課監修の「都市公園法解説」がバイブルですが、縦書き条文順で難解な記述もままあります。対して本書は、市民、民間事業者、新人行政職員からの都市公園に関する疑問について、ベテランが答えるという、Q&Aの対話形式で、横書き図表入りの解説書となっています。

「都市公園とは何？」といった素朴な疑問、条文が定められた背景、Park-PFIとは何か等について、平易な文章で読みやすく書かれています。

本屋でたまたま見かけた本書を手に取り、これまで、普段、何気なく利用していた都市公園の成り立ちや、どのくらいの数があるのかなど、さほど意識したことはありませんでした。

また、都市公園内に保育所や店舗が設置できる仕組みについての知識を深めることができました。

都市公園をもっと活用したい方、都市公園の行政や管理に携わる方にも、ご一読をお勧めします。都市公園の新しい役立て方のアイデアが生まれるきっかけになればと思います。





# 都市公園の新たな公民連携手法のご紹介！ ～都市公園リノベーション協定制度～

先ほどご紹介した「都市公園のトリセツ 使いこなすための法律の読み方」にもあるのですが、都市公園の公民連携手法は、地方自治法による「指定管理者制度」、PFI法によるPFI事業、都市公園法による「設置管理許可制度」、「Park-PFI（公募設置管理制度）」など多岐にわたります。

あわせて読んでみてくださいね！ → → → → [まちづくりメールニュース](#) **参照**  
Vol. 263 (H30.11.27発行) [「Park-PFI」って何だろう？](#)

このたび、今年改正された都市再生特別措置法において、「都市公園リノベーション協定制度（滞在快適性等向上公園施設設置管理協定制度）」が創設されました。

都市再生整備計画に定める滞在快適性等向上区域（ウォークアブル区域）内の都市公園が、交流・滞在拠点として重要な役割を果たすよう、当該都市公園のリノベーションを促進する制度として設けられ、一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォークアブル事業）の実施主体や都市再生推進法人が施設の設置・整備を都市再生整備計画に位置づけ、公園管理者と協定を締結することで、都市公園法上の各種特例を受けることができます。

### 制度の概要

- **一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人は、まちづくりと一体となって滞在快適性等向上区域内の都市公園において行う、カフェ等の収益施設（滞在快適性等向上公園施設）の設置や園路等の公共部分（特定公園施設）の整備を都市再生整備計画に位置付けることができる。**
- 当該都市再生整備計画に基づき、**公園管理者と協定（公園施設設置管理協定）を締結した場合、収益施設の設置等について、以下の都市公園法上の特例を付与。**

### 特例の内容

- ① **設置管理許可期間の特例（10年→20年）**
  - ・ 協定の有効期間は20年
  - ・ その期間に申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない（設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）
- ② **建蔽率の特例（2%→12%）**
  - ・ 通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
  - ・ 滞在快適性等向上公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乘せ
- ③ **占用物件の特例（自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に）**
  - ・ 協定に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「公園利便増進施設等」（占用物件）として設置可能



（国交省都市局作成資料抜粋）

	P-PFI	都市公園リノベーション協定制度
<b>制度趣旨</b>	都市公園の整備への多様な民間主体の参画を促進を通じた都市公園の魅力向上	まちづくりと一体となった都市公園の整備を促進し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を促進
<b>実施主体</b>	公募により選定	協定の対象となる都市公園における事業実績を有する一体型事業実施主体・都市再生推進法人
<b>実施フローの概略</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットサウンディング</li> <li>公募設置等指針の策定 ※実施主体を公募</li> <li>公募設置等計画の提出</li> <li>公募設置等計画の認定 ※実施主体を選定（学識経験者にも意見聴取）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットサウンディング</li> <li>都市再生整備計画の案の公告・縦覧 ※案の段階で実施主体を特定、内容は概要レベル</li> <li>意見書の提出</li> <li>意見書の審査 ※案の実施主体で良いかどうか判断</li> </ul>
<b>青は法定白は運用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置等予定者の選定</li> <li>基本協定等の締結</li> <li>設置管理許可の付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生整備計画の策定</li> <li>都市公園リノベーション協定の締結</li> <li>設置管理許可の付与</li> </ul>
<b>特例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設置管理許可期間の特例（10年→20年）</li> <li>②建蔽率の特例（2%→12%）</li> <li>③占用物件の特例（自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に）</li> </ul>	

（国交省都市局作成資料抜粋）

### 各種手引き～ご参照ください～

○都市公園リノベーション協定  
国交省HP「[まちづくりと一体となった都市公園のリノベーション促進のためのガイドライン～都市公園リノベーション協定制度の創設について～](#)」

○ウォークアブル区域・事業関連  
「[官民連携まちづくりの進め方](#)」